

(記入例) 農地法第5条の規定による許可申請書

平成 年 月 日

福岡県知事 殿

譲受人 氏名 朝倉不動産株式会社
(借人) 代表取締役 朝倉太郎

譲渡人 氏名 朝倉次郎
(貸人)

申請書記載の住所・氏名等は、誤字・脱字等の間違いがないように楷書にて正確に表記すること。

登記事項証明書に記載された名前と異なる文字、例えば簡略化した漢字等ではできるだけ避けて表記すること。

(申請書の内容がそのまま許可書に反映され、正確な記載がされないと、登記ができなくなりますので注意して記入して下さい。)

印 申請書記入枠が狭い場合には、別紙で対応すること。この場合、割印は不要。

印 法人の場合は、登記事項証明書に記載されている所在地、法人名称、代表者名と一致していること。
(法人の場合は、「1当事者の氏名・住所及び職業」の氏名欄では代表者名を省略してよい。)

下記によって転用のため農地(採草放牧地)の権利を設定、移転したいので、農地法第5条の規定によって許可を申請します。

譲渡人の住所及び氏名は、登記事項証明書の住所及び氏名と一致していること。
(住所移転等により一致していない場合は、住民票又は戸籍附票等を添付して、申請者と登記事項証明書上の所有者が同一人物であることが確認できるようにしておくこと。)

1 当事者の氏名・住所及び職業

Table with 4 columns: 当事者の別, 氏名, 住所, 職業. Rows for 譲受人(借人) and 譲渡人(貸人).

2 許可を受けようとする土地の所在・地番・地目・面積・利用状況・普通収穫高及び耕作者の氏名

Table with 10 columns: 市区町村, 大字, 字, 地番, 登記簿, 現況, 面積(m2), 利用状況, 10a当たり普通収穫高, 耕作者の氏名, 市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別. Includes a summary row at the bottom.

3 転用計画

Table with 4 main sections: (1)転用の目的, (2)事業の操業期間又は施設の利用期間, (3)転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要, (4)権利を設定・移転しようとする契約の内容.

4 権利を設定・移転しようとする契約の内容

Table with 5 columns: 権利の種類, 権利の設定・移転の別, 権利の設定・移転の時期, 権利の存続期間, その他(契約の種類).

5 資金調達についての計画

別紙のとおり。資金計画書添付

6 転用することによって生じる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要

別紙のとおり。被害防除計画書添付

7 その他参考となるべき事項

法第 条の開発許可該当

具体的に記入すること。

- (例) ・職業の欄：農業、会社役員、会社員、公務員、団体職員、医師
・業種の例：不動産業、アパート経営、貸店舗業、建設業、娯楽業、養鶏業、出版業
・その他：自治会代表、宗教法人、社会福祉法人、地方公共団体、公社

余白がある場合は、必ず「以下余白」と記入すること。

面積合計の内訳(田、畑)は、必ず現況地目により集計した面積を記入すること。

現況地目に荒廃と記入した場合は、荒廃する直前の現況地目により記入すること。

具体的に記入すること。

- (例) ・住宅関係：自己用住宅、農家住宅、貸家住宅、住宅付帯施設(倉庫、農舎、車庫、通路等)、建売住宅、宅地分譲(住宅地造成、工場団地造成、流通団地造成)、公営住宅、公共施設用地
・工場、事業所関係：工場、事業所、事務所、倉庫、資材置場、墓地及び霊園
・店舗関係：店舗、有料駐車場、貸倉庫、貸資材置場
・社会福祉施設等関係：老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人保健施設、障害者施設、保育所、幼稚園、病院
・農業用施設等関係：養豚場、養鶏場、牛舎、養魚場、集出荷場、植林

理由を具体的かつ詳細に記入すること。記入枠が狭い場合には、別紙で対応すること。

事業の操業期間又は施設の利用期間は、造成工事または建物等建設工事完了予定後の転用目的の事業開始予定日を記入すること。

一時転用の場合は、原則として転用後3箇年以内の利用期間(農地復旧期間を含む。)を記入すること。

原則、県指定の「事業計画書」様式を使用すること。

名称には、「工場」「店舗」「倉庫」など具体的に表示すること。

建築面積とは、建物の水平投影面積であるから、2階以上の床面積は加えないようにし、次により記入すること。

- ・平面図で建築面積が明らかになっている場合 当該建築面積
・平面図で建築面積が明らかになっていない場合 1階の床面積

所要面積とは、転用事業に必要なとする用地の全体面積を記入すること。よって農地以外の宅地や山林等が事業区域内にある場合は、これら一体利用地の面積も加えて記入すること。

権利の種類には、所有権、地上権、賃借権、使用貸借による権利等を記入すること。

権利の設定・移転の時期には、「許可後」又は「許可後 日」と記入してもよい。

権利の存続期間には、一時転用とその他特殊な場合を除いて「永年」とするが通常であるが、賃貸借等の場合は契約期間(例えば20年間)を記入すること。

その他(契約の種類)には、売買、贈与、交換、賃貸借、使用貸借等を記入すること。

原則、県指定の「資金計画書」様式を使用すること。

原則、県指定の「被害防除計画書」様式を使用すること。

都市計画法の開発許可及び建築許可を要するものである場合には、その要否及び該当条項を記入すること。